

平成 24 年 7 月吉日

会 員 各 位

公益社団法人 本郷法人会
会 長 利根川 政明

会費改定のお知らせとお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は公益社団法人本郷法人会に対し、格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当会では平成 21 年度の第 43 回通常総会で「会費の見直し」(別表 参照)が承認・可決されておりましたが、実施は理事会の承認事項として、これまで見送ってまいりました。

この度、24 年 4 月の第 1 回理事会で「平成 25 年 4 月から実施する」旨が承認・可決されましたので謹んでお知らせ申し上げ、ご理解をお願いする次第です。

見直しの理由につきましては、第 1 に郵政改革による簡易保険払込団体の集金手数料の減少であります、平成 19 年 10 月からの民营化に伴う加入資格の見直しにより最盛期には 500 万円超の集金手数料が、本年は 100 万を割り込み、来年は更に減少するものと思われまます。

また、会費は昭和 59 年より 28 年間、実質的な変更はしておりません、この間、会員数も年々減少傾向にあり、財政は大変厳しい状況になって来ております。

昨今の景気状況は、東日本大震災や福島原子力発電所事故、ユーロ不安等の影響もあり、申し上げるまでも無く大変厳しいのが実態であります。

そういう中での会費改定は厚かましいお願いであることは重々承知しておりますが、地域社会、地域企業のための事業継続には、会費は極めて重要な財源でございます。

会費見直しが理事会の苦渋の決断である事を、ご理解いただきたく、よろしく願い申し上げます。

一方、会員の皆様に対しましては従来 of 事業にとどまらず、更なる情報のスピーディーな発信、役立つ研修会の開催、法人会ならではの特典の充実を図って参ります。

法人会は異業種の団体であり、税制改正・税務行政に大きな役割を担っており、色々な行事に参加してこそ得ることの多い団体です。

今後とも『地域に根ざす本郷法人会』に、より一層のご理解と御協力を賜わりますようお願い申し上げます。

■ 会 費 一 覧（新会費は平成 25 年 4 月から適用）

単位：円

旧（現行会費）			新（改定会費）		
区分	資本金別	金額 （月額）	区分	資本金別	金額 （月額）
0	準会員	0	1	会員の子会社	500
1	100 未満	500	2	100 未満	800
2	100 以上～200未満	600	2	100 以上～200未満	800
3	200～300	700	2	200～300	800
4	300 以上～400 未満	800	2	300 以上～400 未満	800
5	400 以上～1,000 未満	900	3	400 以上～1,000 未満	1,000
6	1,000	1,000	4	1,000	1,500
7	1,000 超～1,500 未満	1,500	5	1,000 超～1,500 未満	2,000
8	1,500 以上～2,000 未満	2,000	5	1,500 以上～2,000 未満	2,000
9	2,000 以上～2,500 未満	2,500	6	2,000 以上～2,500 未満	3,000
10	2,500 以上～3,000 未満	3,000	6	2,500 以上～3,000 未満	3,000
11	3,000 以上～3,500 未満	3,500	7	3,000 以上～3,500 未満	4,000
12	3,500 以上～4,000 未満	4,000	7	3,500 以上～4,000 未満	4,000
13	4,000 以上～4,500 未満	4,500	8	4,000 以上～4,500 未満	5,000
14	4,500 以上～5,000 未満	5,000	8	4,500 以上～5,000 未満	5,000
15	5,000 以上～1億未満	5,500	9	5,000 以上～1億未満	5,500
16	1 億以上	6,000	10	1 億以上	6,000
16	支店・協同組合等	500	11	支店・営業所、公益法人、 協同組合、各種団体	1,000
—	—	—	11	賛助会員	1,000

注 1 会費は年額であり、納入した会費は原則として返還しない。

注 2 資本金が変更になった場合は、その翌年度から新会費を適用する。

注 3 会費は全額損金になります。